

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	川俣町

川俣町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 川俣町農林振興課
所 在 地 福島県伊達郡川俣町字五百田 30
電 話 番 号 024-566-2111
F A X 番 号 024-566-2438
メールアドレス noshin@town.kawamata.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	川俣町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	651.9万円 6.07ha
	野菜類	769.3万円 6.18ha
	小計	1,421.2万円 12.25ha
ニホンザル	水稲	1.1万円 0.01ha
	野菜類	325.2万円 0.48ha
	小計	326.3万円 0.49ha
アライグマ	水稲	0万円 0.00ha
	野菜類	0万円 0.00ha
	小計	0万円 0.00ha
ハクビシン	水稲	0万円 0.00ha
	野菜類	0万円 0.00ha
	小計	0万円 0.00ha
合計		1,747.5万円 12.74ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

主に町の山間部に生息しているが、近年は活動範囲を拡げている。被害箇所は川俣町一円となっており、住宅周辺や道路法面の土地被害も増えている。

被害は8月から12月にかけて多く発生しており、主に水稲の倒伏被害や野菜類の食害が報告されている。その他にも、掘り起こしによる畦畔・土手の破壊、自宅の庭先が荒らされるといった被害が確認されている。令和4年度から令和6年度にかけて、農作物への被害が大幅に増加している。

○ニホンザル

主に町の東部（小島・飯坂・小綱木・大綱木・山木屋）に生息している。中山間地域での被害が主であったが、近年は小島・飯坂・小綱木地区の国道沿いや宅地等にも現れるようになり、急速に被害域が拡大している。

被害は、7月から10月にかけて多く発生しており、主として野菜類、果樹類の被害が増加している。令和4年度から令和6年度にかけて、農作物への被害が大幅に増加している。

○アライグマ

浜通り地方より生息域を拡大させており、令和5年度より町内一円に生息が確認されている。

農作物被害報告はないものの、自宅周辺の掘り起こしなどの被害報告があり、4月から6月にかけて被害が増加することが予想される。

○ハクビシン

川俣町一円に生息しており、農作物被害や家屋被害を出している。

4月から6月にかけて被害が増加することが予想される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	1,421.2万円	994.8万円
ニホンザル	326.3万円	228.4万円
アライグマ	0万円	0万円
ハクビシン	0万円	0万円

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	12.25ha	8.58ha
ニホンザル	0.49ha	0.34ha
アライグマ	0ha	0ha
ハクビシン	0ha	0ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 川俣町鳥獣被害対策実施隊を組織し、銃器や罠による捕獲活動、GPS 発信器によるニホンザルの群れの移動経路等の調査に取り組んできた。 <p>【捕獲頭数】</p> <p><イノシシ></p> <p>令和4年度 95頭</p> <p>令和5年度 286頭</p> <p>令和6年度 208頭</p> <p><ニホンザル></p> <p>令和4年度 6頭</p> <p>令和5年度 11頭</p> <p>令和6年度 15頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟者の減少、実施隊員の高齢化が進んでいることから、後継者（担い手）の確保及び育成。 アライグマ、ハクビシンの生息数の増加及び生息域の拡大への対応。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵を国交付金、町補助金の活用により設置した。 ロケット花火を農家に配布し、追い払い活動を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 花火を用いた効果的な追い払い方法の周知。 侵入防止柵の継続的な維持管理。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会・認定農業者意見交換会にて農業者向けの鳥獣被害対策講習会を実施した。 町民を対象に鳥獣被害対策講習会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣に関する知識向上と継続的な意識醸成及び合意形成。 休耕地増加に伴う野生鳥獣の生息活動域拡大の防止。 放任果樹や作物残さの解消、緩衝帯など環境の整備

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

実施隊による銃器・罟での捕獲を柱に行い、特にイノシシの個体数調整については有害及び狩猟捕獲によって実施する。

実施にあたっては、効率的な捕獲を行うため、実施隊との連携を密にして、町民からの被害報告や目撃情報を基に有害鳥獣の生息状況を把握する。

また、地域や集落ごとに国交付金・町補助金を活用した防護柵を計画的に設置していくとともに、町民に対して防護柵の適正な管理と鳥獣被害防止に関する知識に関する研修等を行い、町民の自己防衛意識を向上させる。

さらに、放任果樹や作物残さの解消、緩衝帯など環境の整備に関しても検討・実施していく。加えて、狩猟者の高齢化や担い手不足を解消するため、有害鳥獣に関する情報を提供し、関心を高めることで、狩猟免許取得者の増加に繋げていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

川俣町 鳥獣被害対策実施隊	本町に住所を有する狩猟免許保有者の中から、町長が鳥獣被害対策実施隊員として任命し、川俣町鳥獣被害対策実施隊を組織する。 捕獲については川俣町と川俣町鳥獣被害対策実施隊が、捕獲時期・場所等について協議し、実施する。
------------------	---

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊による銃器、罠での捕獲を行う。 ・鳥獣対策協議会等で、さらに効率的な捕獲方法や捕獲体制について検討する。 ・広報等による情報提供、注意喚起の強化を行う。 ・町民に対して生態や防除対策に関する説明会等を開催し、関心を高めることで、狩猟免許取得者の増加を目指す。
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・川俣町ニホンザル管理事業実施計画をもとに、GPS発信器装着により、ニホンザルの群れ数、生息数、行動圏を把握し、効率的な捕獲をおこなう。
R 9	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊による銃器、罠での捕獲を行う。 ・鳥獣対策協議会等で、さらに効率的な捕獲方法や捕獲体制について検討する。 ・広報等による情報提供、注意喚起の強化を行う。 ・町民に対して生態や防除対策に関する説明会等を開催し、関心を高めることで、狩猟免許取得者の増加を目指す。
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・川俣町ニホンザル管理事業実施計画をもとに、GPS発信器装着により、ニホンザルの群れ数、生息数、行動圏を把握し、効率的な捕獲をおこなう。
R 10	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊による銃器、罠での捕獲を行う。 ・鳥獣対策協議会等で、さらに効率的な捕獲方法や捕獲体制について検討する。 ・広報等による情報提供、注意喚起の強化を行う。 ・町民に対して生態や防除対策に関する説明会等を開催し、関心を高めることで、狩猟免許取得者の増加を目指す。
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・川俣町ニホンザル管理事業実施計画をもとに、GPS発信器装着により、ニホンザルの群れ数、生息数、行動圏を把握し、効率的な捕獲をおこなう。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県アライグマ防除計画、川俣町ニホンザル管理事業実施計画、川俣町イノシシ排除計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。		
アライグマ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲方法：</p> <p>【イノシシ】 銃器、箱罠、括り罠による。</p> <p>【ニホンザル】 銃器、箱罠による。</p> <p>【アライグマ】 銃器、箱罠による。</p> <p>【ハクビシン】 銃器、箱罠による。</p> <p>捕獲時期：</p> <p>【イノシシ】 川俣町全域、特に山間部を中心に、8月から12月にかけて重点的に行う。</p> <p>【ニホンザル】 川俣東北部地区、東部地区及び南部地区を中心に、7月から12月にかけて重点的に行う。</p> <p>【アライグマ】 川俣町全域にて3月から8月にかけて重点的に行う。</p> <p>【ハクビシン】 川俣町全域にて3月から8月にかけて重点的に行う。</p> <p>捕獲場所：人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施する。</p> <p>捕獲実施：安全かつ効果的な捕獲を行うため、地区住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、捕獲を行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 30,000m (受益面積 3,000a)	ワイヤーメッシュ柵 30,000m (受益面積 3,000a)	ワイヤーメッシュ柵 30,000m (受益面積 3,000a)
	電気柵 5,000m (受益面積 500a)	電気柵 5,000m (受益面積 500a)	電気柵 5,000m (受益面積 500a)
ニホンザル	複合柵 10,000m (受益面積 1,000a)	複合柵 10,000m (受益面積 1,000a)	複合柵 10,000m (受益面積 1,000a)
アライグマ	複合柵 1,000m (受益面積 100a)	複合柵 1,000m (受益面積 100a)	複合柵 1,000m (受益面積 100a)
ハクビシン	複合柵 1,000m (受益面積 100a)	複合柵 1,000m (受益面積 100a)	複合柵 1,000m (受益面積 100a)

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8～10	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	<p>【全体】 侵入防止柵設置の推奨、広報を行う。 設置方法の助言等により適正な設置と維持管理の徹底を図る。</p> <p>【イノシシ】 侵入防止用ワイヤーメッシュ柵(国交付金・町補助金を活用した資材補助)導入を推進する。</p> <p>【ニホンザル】 専用の花火等を用いて、地区住民が自ら追い上げ・追い払い活動を実施できる体制づくりを支援する。</p>

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R8～10	イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> 被害の多い地区住民が、緩衝帯の設置や放任果樹の除去等の環境整備を実施できる体制づくりを支援する。 町の広報紙や説明会を通じて、有害鳥獣の生態や防除対策について情報提供を行い、集落全体での自衛意識を促す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
川俣町	<ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣の捕獲許可及び注意喚起と広報活動、現場確認 町関係機関とその他関係団体への連絡及び調整を行う。 事務局を担当し、川俣町農林産物有害鳥獣対策協議会に関する事務とその調整を行う。
川俣町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動、パトロールを行う。
福島警察署川俣分庁舎	有害鳥獣関連情報の提供、パトロール、町民への注意喚起・緊急時の発砲許可、関係者への助言指導を行う。
福島県県北地方振興局	有害鳥獣捕獲許可及び情報提供、助言、指導を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

出没現場近くの適切な場所に、農林振興課、川俣町鳥獣被害対策実施隊、福島警察署により構成される「現地本部」を設置し、情報の収集を行う。必要な場合には、福島県県北地方振興局へ連絡し、対応を協議したうえで、最終的に決定者（原則町長）に状況報告を行い、判断を仰ぐ。

総務課においては、「庁内本部」の設置・総括を行い、住民に対する情報提供及び注意喚起、指示職員の緊急動員に係る各課室との連絡調整、首長、議会等への現状報告を行う。

避難等の必要があれば関係各課から近隣施設に連絡をする。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設により適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	国からの出荷制限指示及び摂取制限指示により、当面、食品等としての利用等は制限されており利用は困難。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	川俣町農林産物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
川俣町	事務局および会計を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
川俣町農業委員会	農作物被害の発生に応じ、当該地域における情報提供・伝達を行う。
ふくしま未来農業協同組合	農作物被害の発生に応じ、当該地域における営農指導及び情報提供・防除技術指導を行う。
福島県酪農業協同組合	農作物被害の発生に応じ、当該地域における営農指導及び情報提供・防除技術指導を行う。

福島県猟友会川俣支部	鳥獣の出没等に関する情報の収集と生息・生態の情報提供を行う。
川俣町鳥獣被害対策実施隊	要請等に基づく有害鳥獣の捕獲を行う。
福島県北森林組合	林業被害の発生に応じ、当該地域における林業指導及び情報提供・防除技術指導を行う。
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の立場から、諸活動への助言・指導と情報提供を行う。
川俣町農振会協議会	農作物被害の発生に応じ、当該地域における情報提供・伝達を行う。
川俣町自治会連絡協議会	農作物被害の発生に応じ、当該地域における情報提供・伝達、集落への周知を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県県北農林事務所 (農業振興普及部) (森林林業部)	鳥獣被害防止対策の技術的指導及び関連情報の提供を行う。 農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備の手法について、助言及び指導を行う。
福島県県北地方振興局 (県民環境部)	鳥獣の保護管理及び捕獲等について情報提供を行う。
福島県農業総合センター (企画経営部、浜地域農業再生研究センター)	鳥獣被害防止対策の技術的指導及び関連情報の提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 4 月 1 日設立。26 名の隊員から成る。捕獲については川俣町と川俣町鳥獣被害対策実施隊が、捕獲時期・捕獲場所等について協議し、実施する。また、実施隊の人員増加、捕獲技術の向上、川俣町との連携強化を図っていく。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。